

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境が変化する中において、持続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則について、すべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Pacific戦略投資1号投資事業有限責任組合	3,816,600	21.31
Pacific グロース3号投資事業有限責任組合	1,280,000	7.15
Pacificプリンシパル投資事業有限責任組合	1,250,000	6.98
Pacific グロース投資事業有限責任組合	1,001,600	5.59
株式会社アイネット	1,000,000	5.58
Pacific2号投資事業有限責任組合	636,200	3.55
湯浅 哲哉	627,000	3.50
ペイロール従業員持株会	472,000	2.64
前田 有美(旧姓:菅野)	11,300	0.06
益田 美貴	3,700	0.02

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
浅野 靖成	他の会社の出身者													
馬島 薫	他の会社の出身者													
青井 博之	他の会社の出身者													
堀内 雅生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 靖成			当社の大株主であるファンドの運営業務を兼務しております。	他の投資先においても取締役を兼務するなど、企業におけるコンサルティング業務の経験を有していることや、公認会計士の資格を有し、会計に関する高い知見を有していることから、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じることはありませんが、当社の大株主であるファンドの運営業務を兼務していること。併せて、現在の独立役員の体制が機能していることから、独立役員として選任しておりません。

馬島 薫		該当事項はございません。	(社外取締役選任理由) 人事・労務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの視点・知識を活かして当社の事業運営への適切な監督・助言を行えると判断し、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。
青井 博之		該当事項 ございません。	(社外取締役選任理由) 法務部門や、企業コンプライアンス部門の経験から、これらに関する豊富な経験と高い知見を有しており、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。
堀内 雅生		該当事項はございません。	(社外取締役選任理由) 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS常勤監査役、株式会社サイバーエージェント社外取締役(監査等委員)を始めとして複数の企業において監査等委員及び監査役を兼務していることや、税理士としての資格も有しており、企業監査における豊富な経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

社長により監査等委員会スタッフとして任命を受けた者が、監査等委員会の職務に関する補助を行っております。また、監査等委員会スタッフは、監査等委員の指示により職務を補助し、当該職務については監査等委員以外の取締役の指示は受けないこととすることで、独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。併せて、補助すべき社員の任命、異動、人事評価等は、監査等委員の意見を聴取し、これを尊重することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員による監査と内部監査は、内部監査担当部門である監査室が監査等委員会に対し、監査方針、監査計画、監査結果について、定期的に報告を行い、また、監査結果について監査等委員会からの依頼がある場合には、必要に応じて追加で監査を行います。併せて、監査等委員会と監査室は、単独又は連携して監査を実施しております。

監査等委員監査及び会計監査との関係は、会計監査や業務監査を通じお互いの連携を高めるとともに、会計監査人、監査等委員、監査室による年1回の定期に加え、不定期の三様監査を通じて、相互の監査計画の情報交換及び監査結果等について報告を行い、監査の品質向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を独立役員に指定しております。引き続き、経営の透明性を高めるとともにガバナンスの強化に努めたいと考えおり、今後におきましては、社外取締役を増員する等の検討を進めたいと考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、業績向上への意欲や士気を一層高めること目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬の決定は、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額は、取締役は取締役会、監査等委員である取締役は、監査等委員会にて決定しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とすることを決議しております(決議時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名、内、1名は無報酬)。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において、年額40,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とすることを決議しております(決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名)。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬決定は取締役会、監査等委員である取締役の報酬決定は監査等委員会にて決定しております。なお、常勤取締役の報酬算定は、役員内規に基づき、報酬算定機関において、報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは経営管理部が行っております。併せて、常勤取締役が社外取締役との間で適宜情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち、社外取締役2名)と監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)により構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

2. 監査等委員会

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、監査等委員会を毎月1回開催しております。また、常勤の監査等委員は、常勤役員会等の重要な会議への参加等を通じ、取締役の職務執行を監査するとともに、監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. 常勤役員会

当社は、「常勤役員会規程」に基づき、業務執行機能の強化を図るため、常勤役員会を開催しております。常勤役員会は、代表取締役社長を含む常勤取締役及び執行役員で構成されており、原則として毎週1回予め定められた日時に開催しております。常勤役員会は、会社の決定した経営計画に基づき、経営に関する重要事項のうち、「組織規程」に定める社長決裁の分掌事項・決議事項を審議することにより、経営活動の効率化を図っており、また、各種業務の進捗管理、当社の経営課題の共有化及び討議、その他常勤役員相互の連絡・連携を行うことで、業務執行の効率化を図っております。

4. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織しており、委員長は代表取締役社長、委員は常勤取締役、執行役員及び当社子会社の社長で構成されております。また、同委員会は、原則として年2回及び必要に応じて開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスにかかる体制の構築及び推進を図るための検討、討議を行い、当社の信用度の向上及び企業目的に資することを目的として運営しております。

5. 監査室

当社は、代表取締役社長直轄の部署として監査の独立性を確保した監査室を設置しており、監査室長1名、担当1名の2名体制にて、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。

6. 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の機能強化の観点から、監査等委員会設置社制度を採用しております。

独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、法令遵守のみならず、ステークホルダーとの適切な共同関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土醸成に対して社外の目による経営の監査・監督機能を強化することで、当社に相応しい体制であると判断しています。

また、常勤の監査等委員を選定し、当該常勤監査等委員が各種重要な会議に出席することにより、監査等委員会において適宜適切に情報共有を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会 招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたり、集中日を回避して設定するよう留意します。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上に公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えおります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は、経営管理部とし、担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理規程において、事業活動全般について、高い倫理感を持って、会社のために忠実に行動すること、また、全ての法令及び会社の諸規程及び規則を理解し、誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって職務を遂行しなければならない旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上に公表する予定であるとともに、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料及び個人投資家説明会資料等をホームページ上に掲載いたします。
その他	女性役員の登用 当社の取締役9名の内、2名が女性です。 子育て支援制度 当社は、育児休業の期間を最大で子が3歳の誕生日に達するまでとしております。(保育所に入所できない場合等の諸条件があります。) また、育児時間短縮勤務についても、子供が満12歳になった次の4月1日までを対象期間とする等、社員の子育て支援に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守して行動するため、「行動規範」を含む「企業理念」及び「企業倫理規程」をはじめとし、当社グループのコンプライアンス体制に係る規程を定め、これらを周知し徹底する。
- b. コンプライアンス体制の高度化をはかり、業務の健全性を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンス体制を推進するとともに、教育・研修等を継続的に実施する。
- c. 社長直轄の内部監査部門による監査を実施し、各部門及び当社子会社のコンプライアンス状況を社長に報告するとともに、体制の見直しを随時行う。
- d. 法令及び定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合に、迅速に情報を把握し対処するため、当社子会社も対象にした「内部通報制度規程」を定め、内部通報窓口を設置し運営する。
- e. 当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断するため、「反社会的勢力対策規程」を定め、管理部署が情報収集し、外部専門機関と連携し適正に対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会及び重要な会議の意思決定に関する記録並びに取締役の職務の執行に係る情報は、法令又は「文書管理規程」及び情報セキュリティ体制に係る規程等に基づき、文書又は電子的媒体（以下、文書等という）に適正に記録、保存又は廃棄する。
- b. 取締役が必要に応じて文書等を随時閲覧することができる体制を整備する。

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループを対象とした「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて各部門及び当社子会社のリスクを特定し、各部門長が改善策の提案及びリスクマネジメントにかかる体制を構築することにより当社グループのリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- b. 当社グループは、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報・特定個人情報保護方針」を制定するとともに、情報管理及び個人情報の保護に関する規程等を整備し、経営情報及び個人情報等のリスク管理を推進する。また、当社はISMS及びプライバシーマーク等の認証を取得する。
- c. 内部監査部門において各部門及び当社子会社のリスクマネジメント状況を監査し、必要に応じリスクマネジメント・コンプライアンス委員会又は取締役会で損失を最小化するための対策を審議し決定する。
- d. 自然災害等の突発的な危機が発生した場合は、社長を災害対策統括責任者として緊急体制をとり、迅速かつ適切に対応する。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、当社グループの目標及び業務執行の重要事項を定め、「組織規程」及び「稟議決裁規程」に基づき各部門及び当社子会社の責任を明確化し、また、常勤の取締役及び執行役員をメンバーとする常勤役員会で重要事項を審議することにより、意思決定の効率化を図る。
- b. ITの積極的な活用により、取締役会が業務執行の進捗状況を適時に把握することで、目標の達成の確立を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命し、その使用人は監査等委員会の指示により監査等委員会の職務を補助し、当該職務については監査等委員会以外の取締役の指示は受けない。
- b. 補助すべき使用人の任命、異動、人事評価等は、監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。
- c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、補助すべき使用人が監査等委員会の職務の補助が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 監査等委員会は、法定の事項に加え、「監査等委員会規程」に基づき、監査計画を策定し、当該計画に従って当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人より報告を受ける。この報告には、内部通報制度による通報状況及びその内容も含む。
- b. 監査等委員は、常勤役員会等の業務執行に係る重要会議に出席し報告を受けるとともに監査等委員会の監査に必要な情報を得る。
- c. 内部監査部門は、内部監査計画を監査等委員会に提示し、監査結果等を適時に監査等委員会に報告する。
- d. 監査等委員会への報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに

に当社社会の取締役及び使用人に周知徹底する。また、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に対し通報を理由として不当な取扱いを行うことを禁止する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の監査の実効性を担保するため、必要な予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員会と社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- b. 監査等委員会は、監査法人と定期的に協議を行う。
- c. 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換し連携を図る。
- d. 監査等委員は、業務の執行状況及び財務情報に係る重要情報を適時に閲覧できる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。また、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築しております。

なお、反社会的勢力の排除は、経営管理部総務課(以下「総務課」という。)が担当しており、東京で1名が暴力団追放運動推進都民センターへ、北海道で1名が北海道暴力追放センターへ届出を行っております。

また、入社時に、反社会的勢力排除に関する研修を行うとともに、入社後にも年1回、e-Learningを用いた研修の受講を全社員に義務付けております。

反社会的勢力との取引防止のため、総務課による反社会的勢力チェックを義務付けており、経理システムへの登録は、総務課の承認を得るフローとしております。

年1回、総務課は、継続取引のある企業全件に対し、反社会的勢力との取引が無いか確認を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。



